

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>前沢二七四番一地先まで 同郡同町大字瀬戸元上字 一地先から</p>	<p>比企郡ときがわ町大字瀬戸元上字椴ノ下三九〇番</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・四三〇一八・五四</p>	<p>九・八六〇一三・八五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>三七〇・五一</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>歩道整備事業による。</p>	<p>備考</p>